

2022年4月1日

各位

新潟日報社地域ビジネス部

求人広告の年齢制限禁止について

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

雇用対策法の改正により2007年10月1日から、求人広告の年齢制限が原則禁止されておりますので、弊社では下記の通り求人広告の年齢標記についての規定を設けております。ご参照ご多忙中まことに恐縮ではございますが、法令遵守の観点からぜひご理解とご協力をお願い申し上げます

謹白

記

すべての求人広告について、基本的に年齢制限が禁止となります。

ただし、一部例外的に年齢制限を行うことが認められる場合がありますので、その際は厚生労働省発行の資料をご参照の上、下記の通りの手配をお願いいたします。

①広告スペース内に年齢制限をする事由を明記してください。

(但し例外事由の規定から外れる場合は事由が明記されていても掲載はできません)

②文字広告等(日報案内・わーくるAB枠定型など)スペースに制限があり、広告内に事由が表記できない場合は別途、下記の申請書をご提出ください。

(フォーマットは弊社指定のものを使用してください)

提出日 年 月 日

求人広告への年齢制限記載についての申請書

月 日付（朝刊・わーくる・a s s h）掲載の_____の求人広告につきまして、以下の事由により募集・採用の年齢制限をいたします。

①該当の項目に「レ」印でチェックをしてください（必須）

- 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 芸能・芸術の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となるものに限定して募集・採用する場合

（雇用対策法施行規則第1条の3第1項より抜粋）

②具体的な事由を記入してください（必須）

<貴社（広告主）名>

_____ 印